

年金の支給月について

年金支払月の根拠

○ 国民年金法抜粋（年金の支給期間及び支払期月）

第十八条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 年金給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

○ 国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年12月22日法律第八十六号)抜粋

中略

第十八条第三項中

「五月、八月及び十一月の四期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に改める。

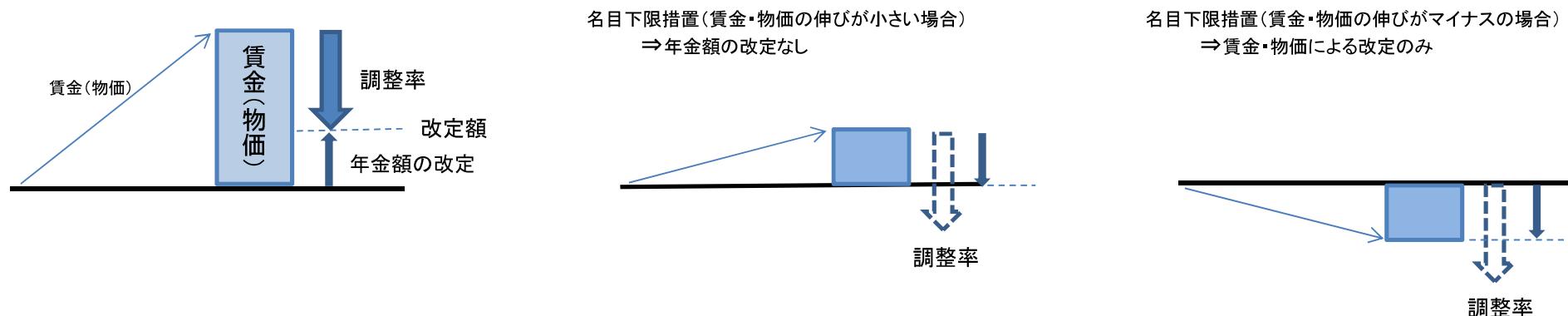
施行日：平成2年2月1日

注・本文ではそれぞれ「二月」が加わります。

マクロ経済スライドの概要について

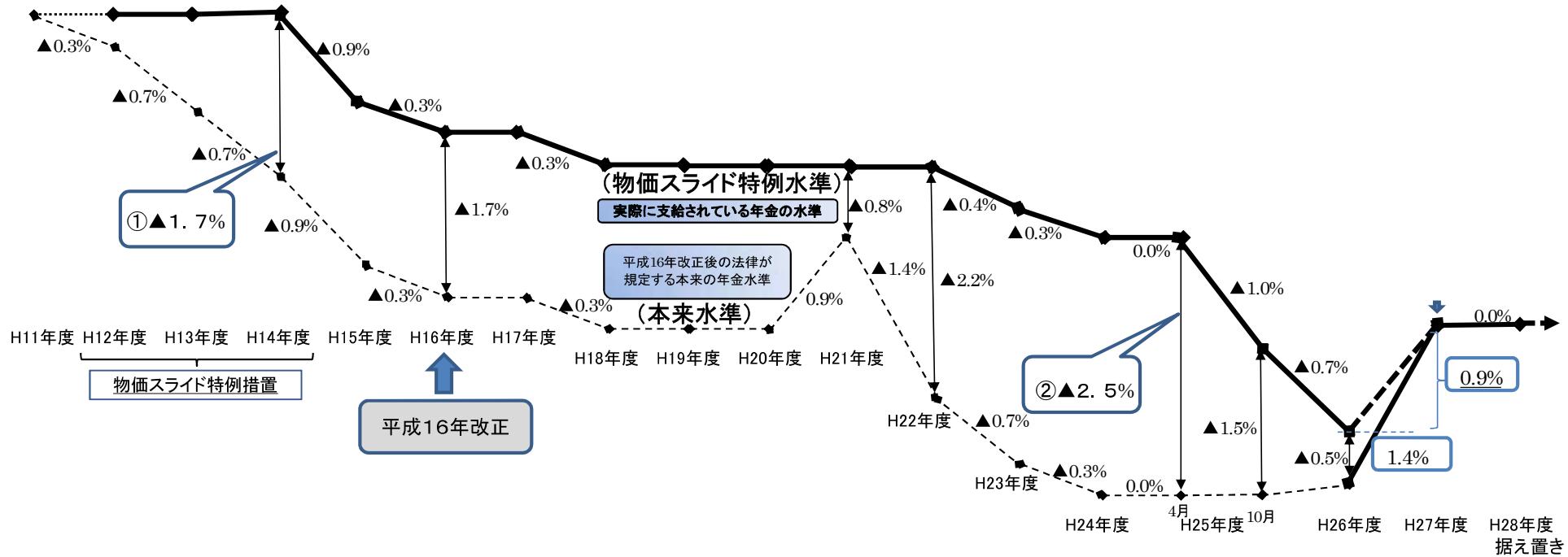
- 「賃金」や「物価」の改定率を調整して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み
- 具体的には、現役被保険者の減少率を基本とした「調整率」※を設定して、その分を「賃金」や「物価」の改定率から控除
- 現行のマクロ経済スライドの自動調整は、名目下限を下回らない範囲で行うものとされている。しかし、長期デフレ下では適用できないため、改定ルールが見直されキャリーオーバーで未調整分を適用できることとされた。(平成28年12月成立、30年4月施行予定)
- マクロ経済スライドによる調整は、平成27年度から実施(28年度は据え置き)

※調整率 = ①直近3か年の公的年金被保険者の減少率の平均値 + ②平均寿命の伸びを勘案した一定率0.3%
(平成27年度の調整率: ①が0.6%であったため、①0.6 + ②0.3 = 0.9%)



- ※ 賃金・物価の変動がともにマイナスの場合は、下落幅が小さい方の変動率により改定
- ※ 物価が上昇し、賃金が下落する場合は、年金額改定はなし(0スライド)
- ※ 特例水準: 物価下落時に特例措置として年金額を減額せずに据え置いたことによる、本来の年金額より高い水準であること

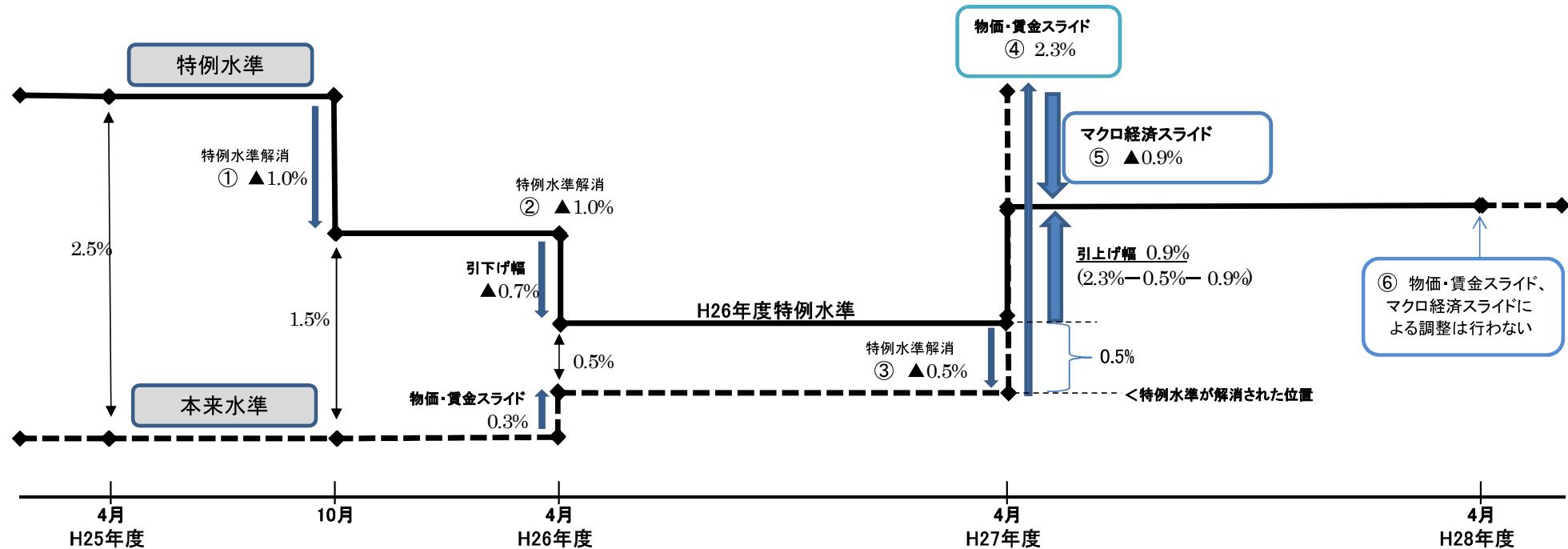
年金額改定の推移について



老齢基礎年金額の推移(円)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25.4	H25.10	H26	H27	H28
特例	804,200	804,200	804,200	797,000	794,500	794,500	792,100	792,100	792,100	792,100	792,100	788,900	786,500	786,500	778,500	772,800	780,100	780,100
本来	801,800	796,200	790,500	783,300	780,900	780,900	778,600	778,600	778,600	785,600	774,700	769,200	766,800	766,800	766,800	769,200	780,100	780,100
差額	2,400	8,000	13,700	13,700	13,600	13,600	13,500	13,500	13,500	6,500	17,400	19,700	19,700	19,700	11,700	3,600	0	0

年金額改定の推移について 2



【H28改定における各指標】
 名目手取り賃金変動率…▲0.2%
 物価変動率 ………………0.8%
 マクロ経済スライド調整率・▲0.7%

実施予定の低所得高齢者等に対する施策について

1 年金生活者支援給付金

- 所得の額が一定の基準(※)を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給する。
(※)住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他所得の合計額が老齢基礎年金満額(平成27年度で77万円)以下であること
(政令事項)
①基準額(月額 5,000円)に納付済期間(月数)／480月を乗じて得た額の給付
②免除期間に対応して老齢基礎年金の1／6相当を基本とする給付
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、①に準じる補足的老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給する。
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。
(支給額: 月額 5,000円(1級の障害基礎年金受給者は月額 6,250円))
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構が行い、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

2 受給資格期間の短縮

- 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する。
(対象となる年金)
老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、寡婦年金
上記に準じる旧法老齢年金
- 現在、無年金者である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として施行期日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。

* 1は平成31年10月1日、2は平成29年8月1日施行期日予定

1. 厚生年金の支給開始年齢の引上げに関する沿革

- 厚生年金の支給開始年齢は、制度発足当初は55歳であったが、累次の改正により65歳に向けて、徐々に引き上げられてきた。
- 一方、国民年金の支給開始年齢は、制度発足当初より、65歳である。

昭和17年 労働者年金保険法：男子 55歳（女子は適用除外）

昭和19年 厚生年金保険法：男子、女子ともに55歳

昭和29年改正：男子 55歳 ⇒ 60歳（4年に1歳ずつ。昭和32年度から16年かけて引上げ。）
女子 55歳のまま

〔昭和55年改正：男子60歳⇒65歳、女子55歳⇒60歳とする案を社会保険審議会に諮問するも、労使委員の強い反対があったこと等から提出法案には、検討規定のみを盛り込んだ。その後、検討規定についても国会修正で削除された。〕

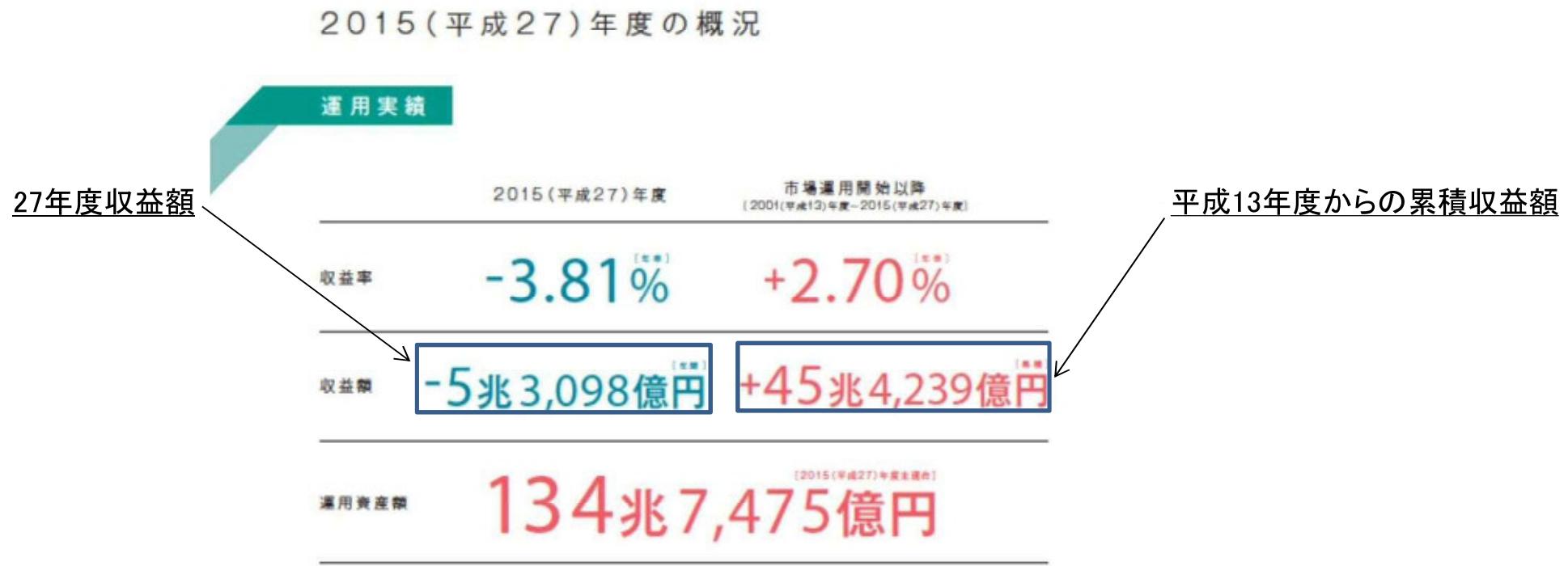
昭和60年改正：男子 60歳 ⇒ 65歳。ただし、60歳～65歳まで特別支給の老齢厚生年金を支給。
女子 55歳 ⇒ 60歳（3年に1歳ずつ。昭和62年度から12年かけて引上げ。）

〔平成元年改正：男子60歳⇒65歳、女子60歳⇒65歳とする改正法案（実施時期は別に法律で定める）を国会提出。その後、衆議院の修正により、支給開始年齢引上げに係る規定は削除。〕

平成6年改正：老齢厚生年金の定額部分について、
男子 60歳 ⇒ 65歳（3年に1歳ずつ。平成13年度から12年かけて引上げ。）
女子 60歳 ⇒ 65歳（3年に1歳ずつ。平成18年度から12年かけて引上げ。）

平成12年改正：老齢厚生年金の報酬比例部分について、
男子 60歳 ⇒ 65歳（3年に1歳ずつ。平成25年度から12年かけて引上げ。）
女子 60歳 ⇒ 65歳（3年に1歳ずつ。平成30年度から12年かけて引上げ。）

GPIFの平成27年度運用概況



年金積立金は長期的な運用を行うものであり、その運用状況も長期的に判断することが必要です。
なお、収益は2015(平成27)年度末での時価による評価であるため評価損益を含んでいます。
短期的には市場の動向によって変動するものであることに留意が必要です。

* GPIFの
ホームページ
から引用